

市町長からの意見の結果

1 意見照会の内容

(1) 対象

三重県環境基本計画（仮称）中間案

(2) 回答期限

平成22年11月15日(月)

(3) 方法

文書、県内8地域で説明会の開催

2 市町長からの意見の結果と対応案

(1) 意見数

寄せられた意見数は11件でした。

(2) 意見内容

別紙のとおりです。

(3) 意見に対する対応案

寄せられた意見に対し、計画案には7件の意見を反映、2件については今の段階では反映することは難しいと考えます。

計画案に反映するもの	今後対応を検討するもの	すでに計画案に内容が含まれているもの	ご意見の反映が困難なもの	その他（ご意見・ご質問等）	合計
7件	0件	1件	2件	1件	11件

市町長からの意見の結果

(1) 計画案に反映するもの 7件

番号	該当箇所	該当ページ	提出市町	意見概要	意見反映結果(赤字部分の追加修正)
1	地球温暖化の防止	21	津市	主な課題(温室効果ガスの削減)「基準年度比0%」の表現について、誤植と誤解されるおそれがあるので「基準年度比±0%」等の表現としてはいかがか。	(温室効果ガスの排出削減) ……三重県地球温暖化対策推進計画の目標である基準年度比±0%(森林吸収分3%を除く)の目標達成が困難な状況となっています。
2	地球温暖化の防止	21	津市	主な課題(温室効果ガスの削減)地球温暖化防止対策は、行政の一方的な働きかけのみでは進めることが困難であると考えられるので「家庭における具体的な削減行動を示し、県民の自発的行動のきっかけづくりも重要となります。」としてはいかがか。	(温室効果ガスの排出削減) ・県民アンケートでは地球温暖化防止に対する意識が高い状況にあるものの、民生家庭部門からの排出量は増加傾向にあるため、 県民の自主的な行動 を促していくことも重要となります。
3	地球温暖化の防止	22	津市	(温室効果ガスの削減)M-EMSの記述は、正式にM-EMS(三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム)と記述してはどうか。	第3章(3)環境経営を進める・環境と経済の両立をはかる①環境経営の促進(事業者の環境経営の促進)P47において、以下の修正を行いました。 中小企業等における環境マネジメントシステムの導入促進をはかるため、商工会議所等の経済団体と連携した 三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS) の普及活動を進めます。
4	地球温暖化の防止	22	津市	(温室効果ガスの削減)長期優良住宅認定は、建築主事の置かれている場合にはその長が行うことになっていると思われるので、市町の連携についても記載が必要ではないのか。	(温室効果ガスの排出削減) 省エネルギー住宅が普及するよう 国等 と連携して長期優良住宅認定制度の周知をはかります。
5	生物多様性の保全	33	亀山市	(里地里山の保全)主な課題中、里地里山の保全の文面で「かつて自然の～再生をはかる必要があります。」と明記しているが、施策の基本方向の中の、(里地里山の保全)では、里地里山保全活動計画認定制度の普及促進や環境保全活動の調査・ネットワーク化など、積極的な活動を行っている、または本話題に興味を持っている県民に対しての施策となっている。 本課題は、県民全体でこの問題を意識し、対応していくことが重要と考えるので、県民全体に対する啓発・普及活動の方向性を加えたらどうか。	(里地里山等の保全) 環境保全活動団体について調査し、ネットワーク化を進め、環境保全活動団体への情報の提供や技術的支援を行います。また、県民が環境保全活動に参加しやすい方策を提案 するなど、里地里山の保全について普及啓発 をはかります。
6	自然とのふれあいの確保	36	津市	(緑の保全・創出) 緑地保全地区制度等の活用とありますが、現行の都市緑地法では「特別緑地保全地区制度」もしくは「緑地保全地域制度」となっています。	(緑の保全・創出) 市街地における比較的まとまった樹林地や社寺林等の良好な緑は、風致地区や 特別緑地保全地区 等の活用も検討し、適正に保全します。
7	担い手となる主体を広げる	47	津市	(①環境経営の促進)(市町における環境経営の促進) 環境マネジメントシステムの記述は、正式にEMS(環境マネジメントシステム)と記載してはどうか。	(市町における環境経営の促進) 環境経営に積極的に取り組む市町との情報共有を進め、 環境マネジメントシステム(EMS) 取組の向上をはかります。

(2) すでに計画案に反映されているもの 1件

番号	該当箇所	該当ページ	提出市町	意見概要	意見に対する考え方
8	水環境の保全	31	伊勢市	(漂着ゴミ対策推進) 下流地域だけのクリーンアップだけではなく、上流地域も共にできるような取り組みを推進して欲しい。	ご指摘のとおり漂着ゴミ対策は、上流から下流に至る広域の取組が重要であり、基本計画の中でも、そうした趣旨を踏まえた海岸漂着物対策の県計画を策定し、取り組むこととしています。

(3)ご意見の反映が困難なもの 2件

番号	該当箇所	該当ページ	提出市町	意見概要	意見に対する考え方
9	森林等の 公益的機能	37	亀山市	(森林環境の保全(三重の森林づくり))平成21年12月に国が示した「森林・林業再生プラン～コンクリート社会から木の社会へ～」により、森林・林業施策を全面的に見直し、10年後の木材自給率50%以上を目指しております。 本基本方向は、森林整備のみで提起されており、当プランに即した方向性を示してはどうか。	生産林においては、林業生産活動を通じて森林の持つ公益的機能を維持向上させるため、林業の活性化を推進していることから、森林・林業再生プランの趣旨に即した内容を「施策の基本方向」に記載しています。しかし、本基本計画が環境保全のための基本的な取組方向を示すものであるため、林業の活性化を主たる目的とする具体的な取組については、記載しないこととしています。
10	環境配慮 の指針	54	津市	「低公害車」の定義には、低燃費・低排出ガス車が含まれていると考えるが、低燃費・低排出ガス車の導入は今や選択の余地がないところであるため、「電気自動車を始めとする低公害車」と記述すべきではないか。	ご意見は、県民における「環境配慮の指針」に対するものであり、県民に対して、特に電気自動車を推奨すると捉えられかねないような表現は控えたいと考えています。

(4)ご意見等 1件

番号	該当箇所	該当ページ	提出市町	意見概要	意見に対する考え方
11	地球温暖 化の防止	22	津市	(温室効果ガスの削減)「三重県地球温暖化防止活動推進センターを拠点」に関して、現在の体制が十分に機能しているか疑問に感じる。一極集中も重要であるが、県内それぞれの地域特性を生かした活動のための地域拠点づくりを検討してみたいか。	今後も引き続き、市町や地球温暖化防止活動推進員など地域における多様な主体と連携して、機能が十分発揮できるようセンター業務を推進してまいりますので、さらなるご理解ご協力のほどお願いいたします。